

# 商店街等空き物件活用促進事業費補助金 制度説明No.①

## 1. 概要

下関市内において、小売業、飲食業又はサービス業を開始する予定の事業者で、空き物件(店舗付き住宅や空き家を改修して店舗利用する場合を含む。)において店舗を開設する方の初期投資費用の負担を軽減するため、店舗賃借料や店舗改装費等の一部を補助します。

## 2. 対象者

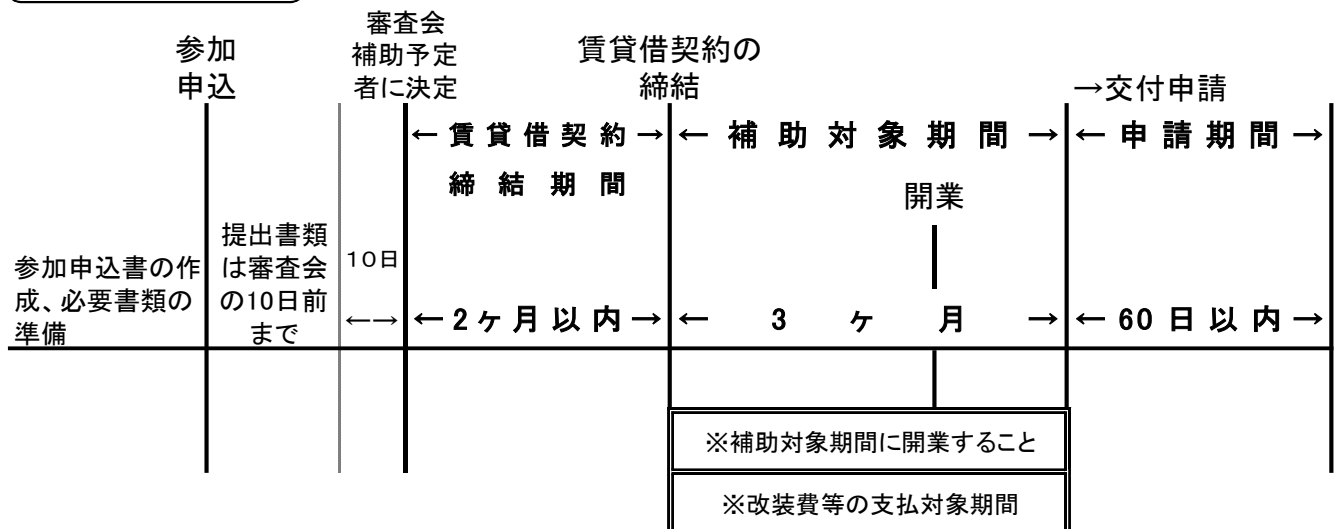
参加申込の対象者は、次のすべての項目に該当する方となります。

- 小売業、飲食業又はサービス業を開始する予定で、空き物件において店舗を開設しようとする中小企業者
- 個人: 市内に住所のある方(UJターン者は空き物件の賃借期間の初日から30日以内に本市に転入する見込みの方であれば対象)  
法人: 主たる事務所の所在地が下関市内にある中小企業者
- 市税の滞納がない方
- 事業に必要とされる許認可を取得している方又は取得見込みの方
- 事業内容が法令(条例を含む。)に反しないこと
- 下関市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと
- その他、補助金の交付が適切でないとする事業に該当しないこと

## 3. 支援内容

区分	補助金の額
家賃補助	3ヵ月分の支払家賃額の1/3を補助(補助限度額20万円)
店舗改装費用補助	店舗の改装、設備購入等に要した額の3/4を補助(補助限度額150万円)

## 4. 事業の流れ



- ※1 審査会前に賃貸借契約はできません。かつ、補助予定者に決定してから2ヶ月以内に賃貸借契約を締結してください。
- ※2 事業参加申込書の内容を踏まえた審査が行われます。事業計画の実現性、採算性、継続性や地域連携、地域貢献等が審査項目となります。
- ※3 審査会には事業参加申込者ご本人の出席が必要です。
- ※4 以下の①～③に該当するときは、審査の対象としません。
  - ①審査会の10日前までに書類を提出しないとき。
  - ②審査会前に事業着手したとき。
  - ③審査会に本人が出席しないとき。
- ※4 審査会を受けた方、全員が補助を受けられるものではありません。
- ※5 補助対象期間内に支払った改装費等が補助の対象となります。
- ※6 開業から1年後に経営状況報告書の提出が必要です。

## ◎審査会について

### i 参加申込書の提出

参加申込書の事業計画を作成してください。

資金計画、事業の収支計画等（月別収支計画を基に作成）を詳細に記載してください。

- 1 参加者の概要…写真を添付して、事業経験の有無等審査の参考となることを記載してください。
- 2 創業の動機…創業の目的等を詳細に記載してください。
- 3 経営者の略歴…審査の参考となる経験や技能を記載してください。
- 4 創業に関する準備…事業計画書、見積書、開業までのスケジュールにチェックを入れた場合は詳細な資料を添付してください。
- 5 地域との連携・にぎわいあるまちづくりへの貢献期待性…商店街への加入、商工会議所又は商工会への加入、地域行事への参加等地域との関り方を具体的に記載してください。
- 6 取扱商品・サービス…店舗のこだわりや売上拡大、ピーアールの方法を具体的に記載してください。
- 7 従業員…従業員人数を記載してください。（4－6雇用の維持、従業員教育についての項目に関連します。）
- 8 必要な資金と調達方法（計画）…設備資金・運転資金の金額、調達方法を記載してください。
- 9 事業の見通し…収支計画を記載してください。（月別収支計画を基に作成）
- 10 自由記入…事業に対する意気込み等自由に記載してください。
- 11 参加申込に関する注意事項…注意事項に同意のうえ、申込みください。

※参加申込書の作成は参加者本人が行い、審査会において、事業計画の内容について質疑応答が出来るようにしてください。

※産業振興課で参加申込書の作成支援は行えません。

#### 【必要書類】

- 1：商店街等空き物件活用事業参加申込書 2：住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）  
3：「市税・滞納なし」証明書 4：契約書の写し 5：店舗の間取り図・位置図  
6：営業に必要な許認可等 7：事業の内容が分かる資料 8：その他審査会会長が必要とする書類  
※1, 2, 3, 5, 6, 7, 8は提出期限まで 4は補助予定者に決定してから2ヶ月以内

### ii 審査会への出席

- 予め審査会の日程を通知しますので、本人が出席、質疑応答を行ってください。
- 審査会では審査員により、参加申込書等の内容に加え、審査会当日の質疑応答により評価点数を決めます。

## ◎補助金交付申請について

### i 実施書の提出

事業実施書(実績)を記載してください。

- 1 空き物件…事業を開始した物件について記載してください。
- 2 経営状況…現在の経営状況に該当する項目にチェックを入れてください。
- 3 投資と資金の調達(実績)…投資と資金の調達について実績金額を記載してください。
- 4 事業の実績…開業後の売上高等の実績を記載してください。
- 5 3ヶ月の月別売上高の推移…開業から3ヶ月間の売上高を記載してください。
- 6 地域貢献の実績…地域貢献の実績を記載してください。

※ 補助対象期間(3ヶ月)経過した後、60日以内に提出してください。

※ 改装費等は補助対象期間に支払ったものに限ります。(購入経費のうち対象とならないものもあります。)

### 【必要書類】

- 1 : 商店街等空き物件活用促進事業費補助金申請書
- 2 : 契約書の写し(未提出の方)
- 3 : 補助対象期間の対象空き物件に係る家賃の支払を証する書類
- 4 : 店舗改装費用の支払日及び支払を証する書類
- 5 : 営業に必要な許認可等(未提出の方)
- 6 : 対象空き物件の図面(未提出の方)
- 7 : 対象空き物件の店舗改装前後の外観及び内観の写真
- 8 : 住民票(事業参加申込書提出時に本市に住所がなかった者、異動があった者)

## ◎開業から1年後の経営状況の報告について

### i 経営状況報告書の提出

- 1 経営状況…報告時点の経営状態にチェックを入れてください。
- 2 現在の取組み・今後の見通し…売上増加、回復・経費削減の方針を記載してください。
- 3 1年間の月別売上高・利益の推移…開業から1年間の売上と利益を記載してください。
- 4 地域貢献の実績…地域との関りが分かる実績を記載してください。

※ 開業日から1年経過後、60日以内に提出してください。

※ やむを得ない事情により1年未満で廃業された方は、廃業から60日以内に廃業の要因を分析のうえ、報告書を提出してください。

## 5. お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業振興課 〒750-0006 下関市南部町 21-19

TEL:083-231-1220/FAX:083-235-0910